研究ノート

我が国の更生保護制度への成果連動型民間委託契約方式の適用に関する一考察

法務省法務総合研究所（執筆時，内閣府成果連動型事業推進室） 有野 雄大

要旨

我が国では多領域においてソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）や成果連動型民間委託契約方式（PFS）に注目が集まっているが，再犯防止分野のPFS/SIB案件は成立しておらず，学術的な蓄積も十分とはいえない。本稿では，更生保護制度にPFS/SIBを適用する上での論点の一つである妥当な成果指標の設定について考察した。

PFS/SIBは社会的インパクト評価が不可欠とされるが，評価をする上では，一定水準以上のエビデンスを備えた成果指標を設定することが重要である。そのためには，先行研究を参考にしつつロジックモデルを作成して，再犯に関連すると合理的に説明し得る代理変数を成果指標に設定し，当該成果指標の介入実施前後の変化を見るという手続が考えられる。良質な処遇を行うために評価は必要とされ，妥当な成果指標を設定し得るだけのエビデンスの蓄積や，保護観察官のマインドをエビデンス・ベイストにすることが求められる。

1 はじめに

2019年の日本更生保護学会第８回大会では，「更生保護の成果をどう測るか～社会的インパクト評価を参考に」と題して大会企画シンポジウムが行われた。我が国では多領域において，社会的インパクト評価に着目したソーシャル・インパクト・ボンド（Social Impact Bond：SIB）やより広い概念である成果連動型民間委託契約方式（Pay For Success：PFS）に注目が集まっている。しかし，国内ではこれらを推進しようとするグループやコンサルタントらによる発信は活発であるが，学術的な論評は比較的少数に限られる（唐木, 2016）。それも経営，公共政策，労働，金融の立場からのものがほとんどであり，刑事政策の立場からのものは決して多くない（吉開, 2019）のが実情である。

そこで，本稿では，PFS/SIBの沿革や概要を概観し，更生保護の領域にPFS/SIBを導入することの意義や課題を整理した上で，更生保護制度にPFS/SIBを適用する上での論点の一つである妥当な成果指標の設定について考察する。

2　PFS/SIBの沿革

2010年，世界で初めてのSIB案件が，イギリスのピーターバラ刑務所における受刑者の再犯防止・社会復帰を目的として始まった。イギリスでこの世界初のSIBを開発したSocial Financeのデータベース[1]によれば，世界では2020年11月時点で138件のSIBが組成され，うち再犯防止分野は12件となっている。

我が国では，2015年に発表された日本再興戦略改訂版[2]に「ヘルスケア分野におけるSIBの導入を検討」することが明記され，同年，認知症予防，特別養子縁組，若者就労支援の３件のSIBに関するパイロット事業が実施された。2016年に経済産業省がヘルスケア分野におけるSIBの導入支援事業を実施し，2017年には厚生労働省が「保健福祉分野における民間活力を活用した社会的事業」をSIBによって実施している。2019年に閣議決定された成長戦略フォローアップ[3]では，医療・健康，介護，再犯防止の３分野がPFSの普及を進める重点分野として設定された。2020年には成果連動型民間委託契約方式の推進に関する関係府省庁連絡会議において，「成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン」[4]（以下「アクションプラン」という）が取りまとめられた。内閣府のポータルサイト[5]や鈴木（2020）によれば，我が国では2020年４月時点で約50の地方公共団体において約50件のPFS/SIB事業が実施されている。

再犯防止分野については，再犯防止推進計画[6]において「法務省は，関係府省の協力を得て，民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行」うとされている。これを受けて法務省は2020年３月に報告書[7]を発表した。ただし，本稿執筆時点で我が国の再犯防止分野ではPFS/SIB案件は成立していない。

3　PFS/SIBとは

アクションプランでは，PFSとは,「国又は地方公共団体が，民間事業者に委託等して実施させる事業のうち，その事業により解決を目指す行政課題に対応した成果指標が設定され，地方公共団体等が当該行政課題の解決のためにその事業を民間事業者に委託等した際に支払う額等が，当該成果指標の改善状況に連携するもの」と定義されている。また，SIBについては,「PFS事業を受託した民間事業者が，当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い，その返済等を成果に連動した地方公共団体からの支払額等に応じて行うもの」とされている。**図1**に示すと次のとおりとなる。

1　https://sibdatabase.socialfinance.org.uk/
2　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kettei.html#saikou2015
3　https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf
4　https://www8.cao.go.jp/pfs/actionplanhonbun.pdf
5　https://www8.cao.go.jp/pfs/index.html
6　http://www.moj.go.jp/content/001322221.pdf
7　http://www.moj.go.jp/content/001318667.pdf

図１　PFS/SIBの事業スキームの例

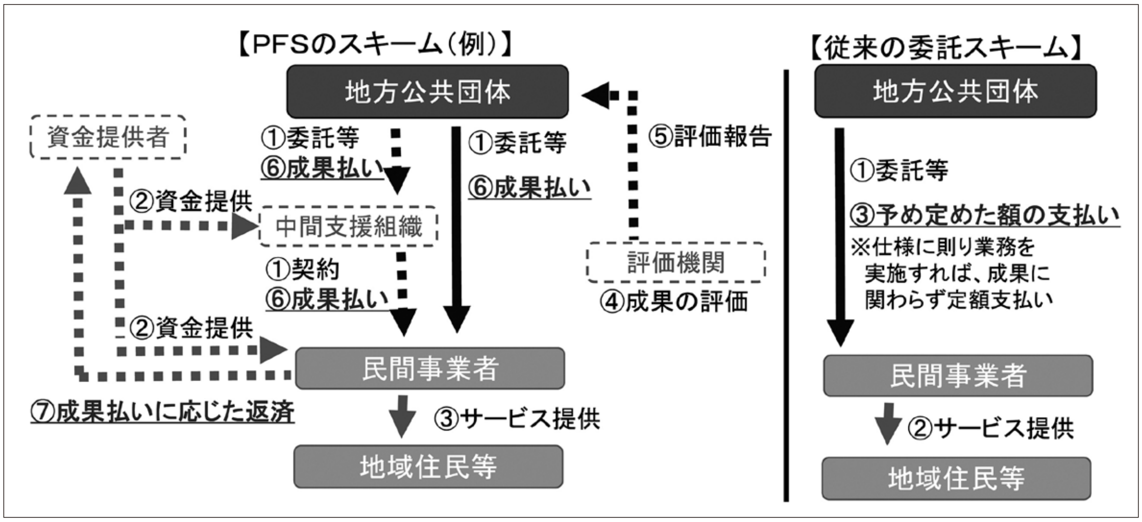

（出典　内閣府ポータルサイト）

４　PFS/SIBの意義と課題

アクションプランは，PFS/SIBに期待される効果として，地方公共団体等から民間事業者に対する支払額等が成果指標の改善状況に連動することで，個々の事業の費用対効果が高まり，ワイズスペンディング（賢い予算支出）が図られる点を挙げている。それはすなわち，近年高まっている，予算を投入した事業がどの程度効果的，効率的に運営されているかを公に説明する説明責任の要請に応えることにもなり得るといえる。また，行政がより良いサービス提供に対して，より高い支払いを行うため，民間事業者による創意工夫やサービスの質の向上（みずほ情報総研株式会社, 2020）が図られるといった効果も期待されている。

再犯防止分野についていえば，従前行政が実施してきた事業とは異なる，民間事業者のノウハウが十全に活用されることで，成人の再犯率の低下や少年の非行行動の減少など社会状況が改善されるとする。そうすれば，犯罪や非行の問題を抱える個人への費用が支払われなくなり，国家財政の節約につながることになる（塚本, 2016）。再犯防止効果が上がることで出所者の所得が純増するなどの経済的な価値，治安の改善や犯罪の減少など，より広い社会便益といった社会的な価値に資する（みずほ情報総研株式会社, 2020）という意義も指摘されている。

さらに，更生保護の文脈では，人口減少，高齢化社会にあって，保護司の人員も減少傾向にあり，また，コミュニティの弱体化も指摘される中，中島（2011）は，善意以外のインセンティブに頼るための仕組みを構築する必要性に言及している。昨今では，保護観察対象者の多様な処遇ニーズに対応するため，保護観察官や保護司とも異なる専門的技術と経験を要する人材ニーズも高まっている（細野, 2015）。更生保護制度の持続可能性を考える上で，多様な民間事業者や

資金提供者が参画するPFS/SIBの可能性に期待すべきところはあると思われる。加えて，PFS/SIBは，行政，サービスを提供するNPOや社会的企業，行政とサービス提供者とをつなぐ中間支援組織，資金提供者等，多様な主体による多機関連携を促進するスキームとしても有効と考えられている（吉開，2019）。更生保護の領域に関心を持つ機関・団体が増えれば，これまでにない処遇の枠組みを創造することにも資するだろう。

一方で，PFS/SIBを導入する上では越えなければならない壁がいくつも存在する。一般財団法人社会変革推進財団の報告[8]では，PFS/SIBの普及促進を図る上で整理すべき論点が示された。そのうち半数は「妥当性の担保された評価デザインの採用」，「評価の客観性とデータの信頼性確保」，「適切な成果指標の設定」といった，民間事業者が行った事業の成果をいかに測定するかという評価に関するものであった。わけても，更生保護の領域においては，その対象となる者が地域で生活していることから，様々な外生要因の影響を受けており，改善更生に至る複雑かつ長期的なプロセスを定量的に測定し把握することが極めて難しい（守谷，2020）といった課題がある。

5　インパクト評価について

ある事業を対象となる人に対して実施するとき，その事業がいかに適切に運営されているかを見るプロセス評価と，事業によって生じた効果を見るインパクト評価がある。このうちインパクト評価とは，事業の実施とその対象者に生じた変化との間にある因果関係を明らかにするため，データなどのエビデンスを用いて，事業が対象となる人に生み出した直接的な変化分を測定する評価方法である（馬場，2019a）。「インパクト」とは，事業によってもたらされた集団や社会状況の変化を意味するもので，その変化はその事業が実施されなければ生じないとされる（Rossi et al., 2004=2005）。また，ここでいう「エビデンス」とは，介入と効果の因果関係を示すものである（Duflo et al., 2008=2019）。塚本（2020a）は，成果連動型民間委託契約方式における公共サービス供給システムの効率性や有効性を計測し評価する上でインパクト評価は不可欠と述べている。

事業の成果を正確に把握するためには，「事業の実施によって」対象者に変化が生じたという因果関係を特定する必要がある。そのためには，「事実」としてその事業が実施された場合の対象者の変化と，「反事実」としてその事業が実施されなかった場合に同じ対象者がどのようになっていたのかという状況を比較しなければならない（大野，2020）。反事実状況における変化分を確認するには，介入を直接受けるグループと，類似の特徴を有する，介入を受けないグループを厳密に設定することが理想的だが，あらゆる分野でこのような設定が可能かというと現実には困難である（塚本，2020b）。インパクト

8　https://siif.or.jp/assets/pdf/legacy/【2020年報告書】日本における成果連動型民間委託契約の実態把握に係る調査研究_国内導入事例を振り返る.pdf

評価に用いられるエビデンスは手間やコストも勘案しながら，入手可能な範囲を検討する必要がある（馬場, 2018b）。近年では，直接的にインパクトを捕捉することに限定せず，将来のインパクトに結び付くようなアウトカム指標を代理変数として用いることによって間接的にインパクトを測定するなど，様々なインパクト評価が試みられている（馬場, 2016）。

6　ロジックモデルについて

政策から最終成果に至る因果関係の仮説を示した経路をロジックモデルという（伊藤, 2011）。ロジックモデルを事前に整理しておくことにより，初期的・中間的な成果から最終成果に至るまでの道筋を可視化することができるというメリットがあり（馬場, 2018a），インパクト評価を行う上で有効であると考えられている。

W. K. Kellogg Foundation（2004）はロジックモデルの考え方を次のとおり示している。すなわち，予算や人員等の資源（インプット）を投じることができれば，プログラム活動（アクティビティ）を行うことができる。プログラム活動はアウトプット（プログラム活動による直接的な産出）を提供することができる。アウトプットが提供されれば，プログラムの対象者に何らかの恩恵を与えるというアウトカムが生まれる。対象者が恩恵を受ければ，長期的には組織全体やコミュニティなどのより広い範囲にインパクト（変化）をもたらす。

ここで，具体的な例として，性犯罪者処遇プログラムを例に筆者の考えるロジックモデルを示すと次のようになる。（**図2**）

まず，性犯罪者処遇プログラムを実施するには，インプットとして予算や人員が必要となる。これらを投じることによって，性犯罪者処遇プログラムの実施（アクティビティ）が可能となる。その直接的な結果として，性犯罪者処遇プログラムの実施回数や実施対象者数といった成果（アウトプット）が産出される。性犯罪者処遇プログラムによる初期的・中期的な成果としては，性犯罪を肯定するような認知のゆがみが改善されたり，性犯罪から遠ざかるような行動が増加したりすることが期待される。対象者の認知のゆがみが改善されたり望ましい行動が増加

図2　性犯罪者処遇プログラムをテーマとしたロジックモデル例

インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
施策に投じられた資源	施策の具体的な活動	活動に基づく産出物	活動に基づく成果	最終的に生じた変化
性犯罪者処遇プログラムの実施に要する予算や人員	性犯罪者処遇プログラムの実施	性犯罪者処遇プログラムの実施回数 性犯罪者処遇プログラムの実施対象者数	性犯罪を肯定する認知のゆがみの改善 性犯罪から遠ざかる望ましい行動の増加	再犯率の低下 治安の改善 犯罪被害者の減少 刑事司法費用の抑制

（家子他（2016）を参考に筆者が作成）

したりすることは，再犯防止に資すると考えられる。そして，対象集団で見れば再犯率の低下，社会全体で見れば治安の改善，犯罪被害者の減少といったインパクトが生じ得る。また，裁判や刑事施設収容など刑事司法手続に要する費用が抑制されるという財政健全化効果も発生し得る。

７　妥当な成果指標の設定について

（１）海外の再犯防止分野における事例

みずほ情報総研株式会社の調査（2020）によれば，海外の再犯防止分野におけるSIB案件では，再犯率の減少といった長期的なアウトカムのみが成果指標として設定されている事業がある一方で，複数の成果指標が設定されている事業もある。そのうち保護観察対象者を対象とした事例を一つ紹介したい。

アメリカ合衆国のマサチューセッツ州では，The Massachusetts Juvenile Justice PFS Initiative[9]（マサチューセッツ青年矯正PFSプロジェクト）を州内３市で展開している。非営利団体Rocaは，保護観察を受けているか少年司法制度の手続を終了している17歳～ 23歳の929人のハイリスクの男性に対し，暴力を減らし，前向きな行動変化を生み出すのに必要なスキルを磨くことを目的に，生活への集中的な管理・監督，生きるためのスキル，教育，予備的職業教育，雇用プログラムを提供している。成果指標は，①収容日数の減少，②雇用日数の増加，③就労に対する準備（イベントへの参加数）である。これらの指標を用いて介入群と対照群をランダム化比較試験により比較し，Rocaによる介入の効果を測定している。

（２）再犯防止分野における成果指標に求められるもの

この事業のように，ランダム化比較試験を用いることで，守谷（2020）の指摘する外生要因を統制することができ，介入による純粋な効果を評価することが可能になる。また，成果を達成するために，介入の対象として問題性が軽度である対象者のみを抽出したり再犯者の少ない地域に限定したりするといった，いわゆる「クリームスキミング」（伊藤他, 2016; 馬場, 2018b）の問題を回避することにもつながる。しかし，再犯防止分野においては，介入群と等質ないし類似の対照群を設定することは，その者に時宜を得た必要な処遇がなされないことを意味することが多く，社会の要請や倫理的な観点から困難である場合が少なくない。とりわけランダム化比較試験を実施することのハードルは高いといわざるを得ない。

一方で，PFS/SIBは，事業の対象者や社会状況に生じた変化によって，行政が民間事業者に対して支払う額や資金提供者に対するリターンの額が変動するから，既述のとおり当該変化が「介入によって」生じたことを合理的に説明することが重要である。そのためには，介入と変化の因果関係を証明

9　https://www.thirdsectorcap.org/wp-content/uploads/2015/02/TSCP_MAJJ-PFS-Project-Brief.pdf#search='The+Massachusetts+Juvenile+Justice+PFS+Project+Brief'

することができる，一定水準以上のエビデンスを備えた成果指標を設定することが鍵となる。

津富（1999）は，犯罪者の処遇は社会防衛に資することが求められており，そのアウトカムが「再犯の減少」であることは明白であると述べている。この点，更生保護における「再犯」に関連する指標としては，再処分率，取消率，再入率などがある（岡田，2008）。しかし，社会内で生活する対象者は外部からの様々な影響を受けている。また，再犯というイベントの有無を測定するには年単位の時間の経過を要する。よって，再犯に関連した指標のみをアウトカム指標とすることは適切とはいい難い。守谷（2020）は個人レベルでの認知，人間関係，生活の質といった要素を取り入れていくことの必要性を主張している。そして，その指標は，再犯の防止につながるという根拠が必要とされる（二ノ宮他，2012）。

（３）先行研究を参考にした成果指標の設定例

そこで，我が国の刑事司法において重要な課題となっている薬物事犯者の再犯防止を例に成果指標を検討してみる。

初めに，先行研究をいくつか紹介する。薬物使用障害患者に対する集団薬物再乱用防止プログラムSMARPP（Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program）終了１年後の良好な転帰に影響する要因について調査した谷渕他（2016）によれば，覚醒剤使用障害患者におけるSMARPPの参加回数の多さは，１年後の断薬や薬物使用頻度の改善に好ましい影響を与えていたという。また，女子刑務所において薬物依存離脱指導を受講した者の心理的変化と再犯との関連について調査した山本他（2013; 2015）によれば，薬物依存離脱指導受講後に自己効力感や薬物の再使用に至らないための具体的な対処スキルが高まれば再犯の確率が低くなることが示された。外来患者に対して12ステップグループを集中的に紹介した場合，６か月後の薬物使用が改善したという海外の報告もある（Timko et al., 2006）。これらを基に，更生保護における薬物再乱用防止プログラムを実施する場合の成果指標を仮定すると次のようになる。

表１　薬物再乱用防止プログラムを実施する場合の成果指標案

アウトプット指標	薬物再乱用防止プログラムの受講回数
アウトカム指標	自己効力感 対処スキル 自助グループへの参加
インパクト指標	断薬継続（再犯の有無）

（筆者作成）

まず，アウトプット指標（活動による直接の結果）は，薬物再乱用防止プログラムの受講回数が望ましい。先行研究から，受講回数が多いほど，断薬する上で効果があることが予測される。また，アウトカム指標（対象者の変化）としては，初期的・中期的なものとして自己効力感や対処スキルの変化を設定することが考えられる。先行研究に照らすと，自己効力感が向上することにより，薬物を使用せずとも生活することができ，また，対処スキルの向上により，薬物の再使用につながるようなハイリスクな状況に対処

することができると期待される。これらを測定するには自記式の質問紙を用いることになるが，複数回測定することで，守谷(2020)のいう改善更生の複雑かつ長期的なプロセスを把握することが一定程度可能になると考えられる。加えて，断薬を継続するための具体的な取組として，自助グループへの参加を促していくことは極めて重要といえる。そして，刑事施設出所後あるいは保護観察終了後の再犯の有無を追跡することで，長期的なアウトカム(インパクト)として断薬を継続しているかを評価することができる。

(4)成果指標の設定に関する提言

我が国の予算制度はインプットやアウトプットに重きが置かれており，アウトカムが評価されることはほとんどないのではないか。そこで，アウトカム評価を行うことを事業のパッケージとして通達等に組み入れることを提案する。例えば，専門的処遇プログラムの一環として受講前後に自記式調査に回答してもらうことで当該プログラムによる短期的な変化を測定し，数年後に再犯の有無を確認するという手続が想定される。これらの手続は，対象者に対する十分なインフォームド・コンセントを行うことが望ましい。そうすることで，対象者はプログラムを受講するという受け身であるだけでなく，プログラムをより良質なものとする主体的な協力者となることにつながる。

担当者にPFS/SIBの案件形成の経験がない場合や，その領域での実績がない場合は，PFS/SIBの案件形成をする前にパイロット的に事業を試行することも一案である。国内外の先行研究を参考にしつつロジックモデルを作成して，再犯に関連すると合理的に説明し得る代理変数を成果指標に設定する。その上で介入を行い，当該変数の実施前後の変化を見ることで，介入によって成果指標にどのような変化が生じたのかデータを収集する。このようにして，PFS/SIBの本格実施に向けて妥当な成果指標を検討することができると考えられる。

8　おわりに

落合(2020)は，冒頭に記した日本更生保護学会第8回大会の大会企画シンポジウムにおいて，「評価とは，事業や介入を対象者のために改善していくという目的のために活用することが重要である。現場の視点を持った関係者が指標の設定に関わる必要がある。」と述べている。更生保護においては，その対象者に対してより良質な処遇を行うために評価が必要であるといえる。評価を適切に行うには，妥当な成果指標を設定することが重要であり，そのためのエビデンスを蓄積していくことが欠かせない。これらの営みを支えるには保護観察官のマインドをエビデンス・ベイストにしていくこと，すなわち，対象者の抱える問題の改善や再犯・再非行の防止に影響し得る指標を十分に理解し，効果が実証された方法で当該指標に働き掛けていくという精神が求められるだろう。

引用・参考文献

馬場英朗「ソーシャルインパクト・ボンドにおけるインパクト評価」塚本一郎・金子郁容編著『ソーシャルインパクト・ボンドとは何か－ファイナンスによるイノベーションの可能性－』ミネルヴァ書房(2016年)260-278頁。

馬場英朗「エビデンスに基づく政策と公会計」柴健次編著『財政の健全化と公会計契約』関西大学出版部(2018年a)121-157頁。

馬場英朗「インパクト評価は公共サービスの質を改善するか？」関西大学商学論集63巻２号(2018年b)31-41頁。

馬場英朗「イギリスにおけるエビデンスに基づく政策と公会計」セミナー年報(2019年)63-74頁。

Duflo, E., Glemmerster, R. and Kremer, M. Handbook of Development Economics, Volume 4. Elsevier BV, 2008.(小林庸平(監訳)石川貴之・井上領介・名取淳(訳)『政策評価のための因果関係の見つけ方』日本評論社(2019年)。)

細野ゆり「ソーシャル・インパクト・ボンドの成立過程と日本における再犯防止への適用に関する考察－英国行政改革と刑事政策の民営化を踏まえて－」早稲田大学社会安全政策研究所紀要(2015年)107-122頁。

伊藤健・落合千華・幸地正樹「平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業(ヘルスケアビジネス創出支援等)　日本版ヘルスケアソーシャル・インパクト・ボンドの基本的な考え方」(2016年)。
＜https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/chiiki/pdf/28fy_h-sib.pdf＞

伊藤修一郎『政策リサーチ入門－仮説検証による問題解決の技法－』東京大学出版会(2011年)。

家子直幸・小林庸平・松岡夏子・西尾真治「三菱UFJリサーチ＆コンサルティング政策研究レポート　エビデンスで変わる政策形成～イギリスにおける「エビデンスに基づく政策」の動向，ランダム化比較試験による実証，及び日本への示唆～」(2016年)。
＜https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/politics/seiken_160212/＞

唐木宏一「ソーシャル・インパクト・ボンドの「論点」－活用のための前提を考える－」事業創造大学院大学紀要7巻1号(2016年)97-111頁。

みずほ情報総研株式会社「再犯防止活動における民間資金を活用した成果連動型民間委託契約方式の案件組成のための調査研究に係るコンサルティング業務調査等結果報告書」(2020年)。
＜http://www.moj.go.jp/content/ 001318667.pdf＞

守谷哲毅「更生保護の「有効性」をどのように捉えるか？実務的な観点から評価の在り方を考える」更生保護学研究16号(2020年)40-43頁。

中島隆信「経済学の視点から見た刑事政策」犯罪社会学研究36号(2011年)42-61頁。

二ノ宮勇気・高橋哲・那須昭洋・前田関羽「矯正施設における処遇プログラムの効果検証をめぐる諸問題(４)」犯罪心理学研究50巻(2012年)8-9頁。

落合千華「社会的成果に関する評価について～更生保護における評価基準を考えるために」更生保護学研究16号(2020年)37-40頁。

岡田和也「処遇効果の検証－社会内処遇における現状－」犯罪心理学研究46巻(2008年)227-228頁。

大野泰資「EBPMとインパクト評価」塚本一郎・関正雄編著『インパクト評価と社会イノベーション－SDGs時代における社会的事業の成果をどう可視化するか－』第一法規(2020年)230-254頁。

Rossi, P. H., Lipsey, M. W. and Freeman, H. E. EVALUATION: A Systematic Approach SEVENTH EDITION. Thousand Oaks : Sage Publications, 2004.(大島巌・平塚公一・森俊夫・元永拓郎監訳『プログラム評価の理論と方法－システマティックな対人サービス・政策評価の実践ガイド－』日本評論社(2005年)。)

鈴木貴之「成果連動型民間委託契約方式(Pay For Success について)」Economic & Social research29号(2020年)7-8頁。

谷渕由布子・松本俊彦・今村扶美・若林朝子・川地拓・引土絵未・高野歩・米澤雅子・加藤隆・山田美紗子・和知彩・網干舞・和田清「薬物使用障害患者に対するSMARPPの効果：終了１年後の転帰に影響する要因の検討」日本アルコール・薬物医学会雑誌51巻１号(2016年)38-54頁。

Timko, C., DeBenedetti, A. and Billow, R., "Intensive referral to 12-Step self-help groups and 6-month substance use disorder outcomes", Addiction vol.101, 2006, pp.678-688.

塚本一郎「インパクト評価とSROI」塚本一郎・関正雄編著『インパクト評価と社会イノベーション－SDGs時代における社会的事業の成果をどう可視化するか－』第一法規(2020年a)69-94頁。

塚本一郎「成果連動型契約とインパクト評価」塚本一郎・関正雄編著『インパクト評価と社会イノベーション－SDGs時代における社会的事業の成果をどう可視化するか－』第一法規(2020年b)208-229頁。

塚本一郎「ソーシャルインパクト・ボンドの社会的意義」塚本一郎・金子郁容編著『ソーシャルインパクト・ボンドとは何か－ファイナンスによるイノベーションの可能性－』ミネルヴァ書房(2016年)1-16頁。

津富宏「犯罪者処遇の評価研究(一)」刑政110巻７号(1999年)58-67頁。

W. K. Kellogg Foundation, Logic Model Development Guide, 2004.
＜https://www.wkkf.org/resource-directory/resources/2004/01/logic-model-development-guide＞

山本麻奈・森丈弓・牛木潤子「薬物事犯受刑者の自己効力感と再犯との関連について」日本アルコール・薬物医学会雑誌48巻6号（2013年）445-453頁。

山本麻奈・森丈弓「薬物プログラムによる薬物事犯受刑者の対処スキルの変化と再犯との関連について」心理臨床学研究32巻６号（2015年）716-721頁。

吉開多一「刑事政策の新たな潮流としてのソーシャルインパクトボンド－英国ピーターバラでの試行を契機とした序論的考察－」『刑事政策の新たな潮流』成文堂（2019年）161-189頁。